

議案第 67 号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 22 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成元年板橋区条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項各号列記以外の部分中「又は」を「、又は」に改め、同条第 2 項第 4 号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項第 5 号を同項第 6 号とし、同項第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 職員の定年等に関する条例第 9 条の規定により同条第 1 項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

付 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法の改正に伴い、外国の地方公共団体の機関等へ派遣することができない職員に係る規定を改めるほか、所要の規定整備をする必要がある。